

静岡県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第25号

静岡県漁港管理規則の一部を改正する規則

静岡県漁港管理規則（昭和47年静岡県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(許可の期間) 第2条 法第39条第1項の許可の有効期間は、 <u>3年以内</u> とする。これを更新するときも、同 様とする。	(許可の期間) 第2条 法第39条第1項の許可の有効期間は 、 <u>10年以内</u> とする。これを更新するときも、 同様とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。